

生命を破壊する権利をめぐつて

——ジョン・ロックの奴隷論を手掛かりに

今村健一郎

一 はじめに

ロックの政治哲学上の主著である『統治論』は隷属を否定する次の言葉をもってはじまる。

奴隷であるということは、あまりにも下劣で不幸な人間の状態であり、われわれの国民の高潔な気質と
勇気に全く反しているので、英国人、いわんや紳士がそれを擁護するとはほとんど考えられない。(一)

周知のとおり、『統治論』の前半を成す第一論文はロバート・フィルマーの王権神授説への論駁をその内容としている。君主の臣民に対する絶対的恣意的権力は神から与えられた正当な権力であるというフィルマーの主張は、君主の臣民に対する権力を主人が奴隷に対して有する絶対的恣意的権力と同等視した上でこれを正当化しようとするものであり、到底受け入れがたい。『統治論』の冒頭で奴隷の否定を宣言することで、ロックはこのことを強くアピールしている。

続く第二論文においてロックは、為政者が有する政治的権力の本質と起源に関して、フィルマーの議論に代わる自らの議論を提示し、その中で奴隷を否定する彼独自の議論を展開している。

ロックの奴隷否定論の要諦は、まず生命や自由を各人の所有物と捉え、その上で他者を強制的に隷属せしめることを他者の所有権に対する侵害として否定する点にある。ロックの奴隷否定論は所有論の枠組みの中で展開されるのであり、その所有論は（労働が所有を確立する）と説く労働所有論として夙に知られている。

大地と人間以下の全ての被造物は全ての人びとの共有物なのだが、しかし全ての人間は自分自身の人格に対する所有権をもっている。これに対しては本人以外のだれもどんな権利ももっていない。彼の身体の労働とその手の働きは、まさに彼のものであるとよい。そこで、自然が準備し、そのままに放置しておいた状態から彼が取り去るものが何であれ、彼はこれに自分の労働を混合し、そしてこれに何か自分自身のものを付け加え、それによって自分の所有物とするのである。このものは、自然によって置かれた共有の状態から彼によって取り去られたものだから、この労働によって他人の共有権を排除する何かがそ

れに付け加えられたのである。(T2. 27)

元来は全人類の共有物であった自然の事物に労働を加えることで、われわれはその事物に対する排他的支配権、すなわち所有権を獲得するのである。このようにして獲得される所有物をロックは「生命・自由・財産」の三項目に大別する(T287. 123. et al)。ある者が他者を隷属せしめるとき、その者は他者が有する自由に対する所有権を侵害しているのである。

かくしてロックは他者を隷属せしめることを禁じるのであるが、それに留まらず、彼はさらに人が契約によって自分自身を奴隷化する奴隷契約をも否定する。その否定の根拠を成すのが、奴隷契約による自由の譲渡は生命の喪失を含意し、かつ人は自己の生命を破壊する権利をもたない、という主張である。この際に、二つの問題、すなわち破壊する権利を含まない生命所有権とはどのような所有権であるのかという問題と、奴隷契約は生命の喪失を含意するのか、あるいはひとり奴隷契約だけが生命の喪失を含意するのかという問題が浮かび上がってくる。本論はロックの奴隷契約否定論に主要な関心を向け、そこで浮上したこれら二つの問題を検討することとしたい。

二 十七世紀イングランドにおける奴隷

ロックの奴隷論の検討に入るに先立って、ロックが生きた十七世紀のイングランドにおいて奴隷はどのような存在であったのかを瞥見しておこう。

ロックの生きた時代はイングランドが北米への植民を推進していた時期でもあり、ロック自身、植民地経営の重要な一角を担っていた。この時期のイングランド及び北米植民地における奴隷制度及びその背景を成す奴隷思想に関しては西出敬一が詳細な研究を行なっており、この研究をつうじて奴隷に関する当時のイングランドの共通理解を知ることができる。⁽¹⁾

イギリス法における奴隷制はエドワード六世治下の1547年に制定された「浮浪者取締法」においてすでに具体化を見ている。同法の規定により、逃亡奉公人や無職の浮浪者 (vagrants) は治安判事によって胸に“V”の烙印が押され、二年に亘ってその者を連行してきた者の奴隷 (slave) とされた。奴隷にはパンと水以外与えてはならず、殴ったり鎖に繋いだりすることも許容された。その奴隷が逃亡すれば、逮捕され、“S”の烙印を押された上で永久奴隷 (slave forever) とされ、再逃亡すれば死刑となった。このイングランドの奴隷制は大西洋を越えて植民地ヴァージニアにおいても継承された。ヴァージニア奴隷制は奴僕 (servant) を常に自由民 (freeman) と対置し、奴僕は一定期間主人の支配に服する年期奉公人 (more free) と、終身に亘って主人の支配に服する奴隷 (more slavish) とに区分された。年期奉公人も奴隷も、輸入・所有・売買・相続の対象となり、独自の取締法によって管理され、それに違反すれば鞭打などの体刑を受け、さらに結婚の自由は与えられていなかった。ロックの時代、すなわち北米植民期のイングランドにおいては、奴隷や奴僕は正当な所有財産であり、牛馬のように酷使され、汚く賤しい労働に従事し、おぞましく苛酷な境遇に置かれているという共通理解が存在し、隷属は自由人にとっては、屈辱的なことであると考えられた。

ロックもまた、奴僕 (servant) を狭義の奴僕と奴隷 (slave) とに二分する。前者は「自由人 (free-man)

が一定期間、自分が受け取るべき賃金と交換に役務を引き受け、自分を売ることでも自らを他者の奴僕とする「ものであり、この場合、主人は「彼「奴僕」に対する一時的な権力」を有するに過ぎないのであって、「彼らの間の契約に含まれている以上の権力」を有するものではない。これに対し、奴隷とは「正当な戦争で捕虜となり、自然の権利によってその主人の絶対的支配権と恣意的権力に服従する」ものであり、彼らは「その生命、そしてそれと共にその自由を喪失し、その財産を失ってしまったのであり、何らの所有権ももたない奴隷の状態にある」とされる (T220)。主人に服する期限の有無にしたがって奴僕と奴隷とを区別するロックの二分法はヴァージニア奴僕制のそれに似ているが、ロックはさらに主人の有する権力の範囲によっても両者を区別している。そして本論冒頭に引いた「奴隷であるということは、あまりにも下劣で不幸な人間の状態」であるというロックの言葉は、奴隷を「おぞましく苛酷な境遇」と捉える当時のイングランドの通念に符合している。

二二 ロックの奴隷否定論

ロックが奴隷否定論を主題的に展開するのは、「奴隷について」と題された『統治論』第二論文第五章においてである。この章でロックはまず、「人間の本性的な自由」を理念として掲げる。この本性的自由とは「地上のいかなる優越的な権力からも自由であり、人間の意志や立法的権威の支配下にあるのではなく、自分の規則としてただ自然法のみをもっていること」(T222)であり、政治社会の成員となる以前の自然状態において、各人はこの自由な状態にあるとされる。そして政治社会における人びとの自由とは「同意によって国家の中に確立された立法権以外の権力の支配下がない」(T222)という状態であり、自然状態における自由と共に、

それは「絶対的で恣意的な権力からの自由」(T223)を指している。つまり、自然状態と政治社会のいずれにおいても、各人は他者の絶対的で恣意的な権力から自由である、ということが前提されているのである。

すでに見たように、ロックにおいて、この他者の絶対的恣意的権力からの自由は生命や財産と共に各人の所有物・所有権(Property)であるとされる。ある者が別のある者の生殺与奪の権を握り、その者を奴隷として使役することは、この自由という所有権の侵害に当たることがゆえに排除されねばならないのである。自由を一個の所有物と定め、他者を隷属せしめることを所有権の侵害として排除するというのがロックの奴隷否定論の論法である。

では、ある者が自己の所有物である自由を契約によって自発的に譲渡することで自ら奴隷となることは可能であろうか。ロックは次のように述べる。

絶対的恣意的権力からのこの自由は、人間の保存にきわめて必要であり、それに密接に結びついているので、人間は自分の保存と生命を同時に喪失することなくこの自由を手放すことはできない。というのも、人間は自分自身の生命の権力をもっていないので、契約あるいは自分自身の同意によって自分自身をだれかの奴隷にすることはできないし、自分自身を他者の絶対的恣意的権力の下に置き、その者が欲するとき自分の生命を奪い取るようにすることはできないからである。だれも自分自身もっている以上の権力を与えることはできない。そして自分自身の生命を奪うことができない者は、それに対する権力を他者に与えることはできない。(T223)

『統治論』において「権力」(power) という語は概ね「権利」(right) を意味しており、上の引用箇所における「自分自身の生命の権力」は「自分自身の生命の権利」と言い換えることができる。⁽²⁾ 人は自分自身の生命に対する権利、より正確には自分自身の生命を奪うことへの権利を譲渡することはできない、とロックは言う。ここでロックは自分自身の生命を破壊することを自分自身の生命を「奪う」(take away) という仕方で見ているが、「奪う」という行為が分離を含意する以上、これは適切な表現ではない。私の生命の破壊は私自身の破壊と同一事であり、両者を分離することは不可能である。適切に表現するならば、自分自身の生命を奪うことへの権利とは自分自身の生命を破壊する権利、すなわち自殺権である。人は自分自身の生命を破壊する権利を元来もっていない。それゆえ、それを譲渡することはできない。そして、自由を手放すことは直ちに自己の保存と生命の喪失、すなわち自分自身の生命の破壊を意味するのであるから、奴隷契約によって自由を譲渡することもできない。奴隷契約はこのような議論によって否定される。

四 生命所有権

(一) 破壊を禁じられた所有物としての生命

ロックにおいて生命は一個の所有物であり、各人は自己の生命に対する所有権（以下、生命所有権と呼ぶ）を有しているのであった。ところで、所有権とはどのような権利なのだろうか。すでに見たように人間は他者の絶対的恣意的権力からの自由を有するのであった。ロックはこの自由をより詳細に次のように規定している。

自由とは、……自分がその下にある法の許す範囲内で、自分の人格や行為や財産、そして自分の全所有物を、自分が欲するままに処分し、管理し、その際に他者の恣意的な意志にしたがうのではなく、自由に自分自身の意志にしたがう自由のことである。(T2:57)

自由とは、他者の恣意的意志を排し、法の範囲内で自分の所有物を自分の意志にしたがって処分・管理することを言う。これは「所有権」という語によってわれわれが通常理解している事柄に概ね一致する。所有権とは法の範囲内である対象を排他的に支配する権利のことである、という理解をロックとわれわれは共有していると言って差し支えないだろう。⁽³⁾ ロックの表現にしたがうならば、所有権はある対象を「処分」(dispose)あるいは「管理」(order)することへの権利なのだが、ここでの処分は破壊することをも含むであろう。たとえば、家の新築のために古い家屋を破壊することは、その家屋の所有者の権利である。

しかしながら、先に引いたT2:57節では、人は自分自身の生命の権利、より正確には自分自身の生命を破壊する権利をもたないという理由から、そのような権利の譲渡を意味する奴隷契約が否定されている。このことから、生命に関してのみ、ロックはその所有権の内に破壊する権利を含めていないのであり、破壊権を含まないという点で生命所有権は特殊な所有権であるという解釈が生じうる。ここで、ロックは果たして破壊権を含まない所有権というわれわれの通念とは異なる特殊な所有権を認めているのか、という疑問が生じる。また、所有論の枠内で自殺や自発的奴隷契約を否定する議論を展開するためには、生命に関してのみ、社会通念とは

異なるそのような所有権概念を通用させねばならないとするならば、そもそも生命を所有物として語ること自体が妥当なのか、という疑念が生じてくるだろう。生命を一個の所有物として、しかも破壊を禁じられた特殊な所有物として語ることの妥当性が問われねばならない。

(二) より高貴な使用という条件

ロックが自殺を禁じる第一の根拠は神の人類所有権である。人類は神の所有物であり、神の意志は人類の存続であるのだから、われわれは神の意に反してその所有物を無為に破壊してはならない、とロックは言う。だが、全能にして唯一の神が所有権を主張するというのは奇妙な考えであり、これに基づき自殺否定論は説得力に乏しい。しかしながら、神の人類所有権に訴える議論だけがロックの自殺権否定の論拠ではない。神が人類に万物を与えたという聖書の一節を引いた後、ロックは次のように続ける。

しかし神はどの程度までそれをわれわれに与えたのだろうか。享受するためである。だれでも、それが損なわれる前に、生活の何らかの便宜のために利用できるかぎり、そのかぎりにおいて彼は自分の労働によつて所有権を定めてもよいのである。……損なったり破壊したりするために神が人間のために作ったものは何もない。(T.2.31)

神が人類に万物を与えたのは人類がそれを享受するためであり、損傷や破壊のためではない。これを理由に

自然法は所有権に制限を加え、利用可能な範囲を超えた所有権の設定を禁じるのである。一般に所有権の目的はその対象を利用することにあるのであって、破壊するためではない。つまり、生命だけでなく生命以外の所有物に関しても、無為な破壊は禁じられているのである。そして、無為ではない有益な破壊—たとえば、家を新築するために古い家屋を取り壊すなど—ならば、それへの権利は所有権の範囲内に含まれるのである。現にロックは所有物の破壊に関して次のように述べている。

人はその「自然」状態において、自分の人格や所有物を処分する何の制御も受けない自由をもつてはいるが、しかし単なる保存より高貴な何らかの使用が要求する場合を除いては、自分自身や、また同様に自分が所有する被造物を破壊する自由をもたない。(T26)

家を新築するといった「より高貴な何らかの使用」(some nobler use) が破壊を要請する場合には、破壊は認められる。この引用箇所における「自分の人格」(his Person) や「自分自身」(himself) は生命を意味している⁽⁴⁾と解するならば、より高貴な目的のためであれば自殺行為は容認されるといふ解釈が可能であろう。仮にこの箇所における「自分の人格」や「自分自身」を生命の意に解することができなくても、ロックにおいては生命が一個の所有物であることには変わりないのだから、この解釈は依然保持される⁽⁵⁾。ロックが否定しているのは自殺全般ではなく、あくまでも無為な自殺なのであり、場合によっては生命の破壊は正当な所有権の行使と見なされうるとするならば、ロックにおいて生命は破壊を禁じられた特殊な所有物であると考える理由は

なくなる。この場合、ロックにおいて自殺はいかなる場合に有益でありうるのかが問題となる。

(三) 自殺の有益性

自分自身の生命の破壊が常に無為な破壊であるということが自明ではない以上、無為な破壊を禁止する議論から必ずしも自殺全般の禁止が導かれるわけではない。では自殺は有益でありうるのだろうか。ロックにおいて自殺が有益であるような場面とはどのような場面なのだろうか。

実際、死に値するある行為によって自分自身の罪でその生命を喪失した者に対し、その相手方は（彼がその者を自分の権力のうちに収めるときには）その生命を奪うことを延期し、自分自身に役立つようにその者を利用してよいし、それによって彼はその者に危害を加えてはいない。というのも、奴隷であることの苦難が自分の生命の価値を凌駕すると思うときはいつでも、主人の意志に抗して自分が望む死を自分自身に引き寄せる力をその者も持っているからである。（T2, 23）

死に値する行為、すなわち不正な戦争を仕掛け、その結果、その交戦相手の捕虜となった者を奴隷として使役することをロックは許容する。これはロックが奴隷を許容する唯一の理由である。この場合の捕虜は生命所有権を喪失しているのだから、殺しても、あるいは殺さずに奴隷として使役しても構わない。⁽⁶⁾このとき、捕虜が隷属の苦痛に満ちた生よりも死を選び、自らの命を絶つことは常に可能である、とロックは言う。自殺が有

益な場面があるとすれば、このような場面であろう。「自分の生命の価値」という正の効用と「奴隷であることとの苦難」という負の効用の和が負の値をとるとき、自殺が選択される。なお、ここで問題になっているのは自殺の有益性の如何なのであって、自殺権はいかなる場合に認められるのかという権利の問題ではない。自殺の有益性は、それが自殺権の要件であるとしても、権利問題とは独立に考察可能であり、その意味で別個な事柄である。それゆえ生命所有権及び一切の権利を喪失し、最早いかなる権利の主体でもない捕虜の例をもとにこの問題を考察することは誤りではない。この捕虜の例が不適切であると思われるならば、病苦に満ちた生よりも安楽死を望む患者——この患者は十全たる権利の主体である——を例として挙げてもいいだろう。生よりも死を選ばせるのは、なにも隷属や病気に由来する苦痛だけではない。

神は……いくつかの種類の被造物が繁殖し、持続するよう特別に取り計らっており、この目的のために、時折自分自身の私的な善を顧みず、自然が万物に教える自己保存という一般的規則を忘れてるかに見えるほど強く個体を行為させる……(T1. 56)

人間や動物が、時折自分自身の生命を顧みることなく子供の利益を図るといふことをわれわれは知っている。場合によっては自己の生命よりも子供の利益が選ばれるといふことは決して珍しいことではない。「より高貴な使用」のための自殺があるとすれば、親が子供の犠牲となって死を選ぶことこそがその一事例に相応しいと思われる。

これらの事例を比較した際、そこに共通しているのは自殺の有益性の判断が行為者本人によって下されているという点である。これらの事例を見るかぎり、ロックにおいて自殺はいかなる場合に有益でありうるのか、という前章での問いに対して、それは自殺を試みる本人が有益だと判断する場合である、と答えることができそうである。

(四) 命令的権利

しかし、行為の有益性の判断が常に行為者本人に委ねられていると考えるならば、全ての自殺が有益であるということにもなりかねない。ロックは、「いかなる合理的な被造物もより悪くなるという意図で自分の状態を変えるとは考えられない」(1632)と云うが、この発言は、合理的な行為者においてはどのような行為も、行為者本人にとって悪化を目指すものではありえず、何らかの意味で現状維持もしくは改善である、という意味に理解することができる。

自殺は自己の生命の無為な破壊であり、それは常に自己の状態の悪化でしかないということを自明の前提としないかぎり、自殺もまた合理的行為者にとっては現状からの改善を目指した有益な行為だ、ということになる。しかし、われわれは行為が有益なのは行為者本人にとってそのように思われるからであるとは考えない。われわれは行為の有益性の基準を行為者本人の自覚とは別のところに置き、本人の自覚とは関係なくその行為の有益性の如何を論じることができる。その際、われわれは行為者本人の主観的な自覚ではなく、われわれが共有しようという意味で客観的な何らかの基準に訴えているのである。ある者の自殺が有益であるとするなら

ば、それは本人にとって有益であると思われるからなのではなく、何らかの客観的基準に照らして有益であると判断されるからなのである。

ロックは、拷問の苦痛あるいは愛や怒りなどの激情から来る激しい不安などによって精神が極端に乱される
とき、われわれは思考の自由を失い、十分な考察や公正な検討ができなくなると言う (E2: 21.53)。ロックの
言う「合理的な被造物」が満たすべき諸条件がどのようなものであるにせよ、それらは十分な考察や公正な検
討が可能であるということを含むであろう。しかるに、先の捕虜や安楽死の例における当事者の判断は、苦痛
によって攪乱された精神の産物であつて十分な考察と公正な検討を経た合理的な判断ではない。それゆえ、こ
れらの例においては本人による判断よりも、むしろ本人以外の他者による判断の方が適切さにおいて勝ると言
えるだろう。一般に、ある者が生よりも死を選択するような場面は非常な事態であり、そのような事態に置か
れている者が自殺の有益性の如何を客観的基準に照らして冷静に判断できる状態にあるなどと期待すべきでは
なく、それゆえ自殺の有益性の判断はほとんどの場合において本人以外の者の手に委ねられるべきなのかもし
れない。

自殺の有益性を判断しうる立場にいるのはほとんどの場合、本人以外の者であり、その判断は何らかの客観
的基準に照らして下される。そして、ある者による自殺の志願がその基準に照らして有益であり「より高貴な
使用」に該当すると判断されるならば、その者には自殺が認められ、反対に、有益であると判断されないなら
ば、本人がいくら強く自殺を望んでも、その願いは却下され、他の者はその者の自殺の試みを正当に押し留め
うる。ロックにおける自殺権をこのようなものと考えらば、それは「自分自身の意志に従う」という自律

の契機を欠いているがゆえに他律的な権利とも呼ぶべきものになるであろう。また、問題とされる自殺の有益性が自殺志願者本人にとつての有益性である場合、その有益性の判断が受益者自身によつてではなく、彼以外の他者によつて下されているのだから、この自殺権はパターナリステイックな権利であると言えるだろう。

他律的でパターナリステイックな権利の典型は子供がもつ教育を受ける権利である。子供は学校に通う権利を有するが、自分自身の判断に基づいて学校に通わないという選択肢をとることはできない。学校に通うことは子供にとつて義務でもある。権利の主体に自由裁量の余地を認めないこのような権利をファインバーグは命令的権利 (mandatory right) と称し、通常われわれが権利という言葉によつて思い浮かべる自由裁量的な権利 (discretionary right) と対比させている。⁽⁷⁾ この命令的権利という観念の背後にあるのは、だれもその有用性を否定できないような利益—たとえば、教育・健康など—が存在し、その利益への資格は万人に与えられているという理論であるとファインバーグは言う。万人が認めざるをえないほど強力なこの有益性は、受益者本人の判断とそれに基づく自由な決定をも凌駕し、本人の意志を退けてまでその利益を享受せしめることを正当化する。命令的権利とは放棄できない不可譲な権利であり、この命令的権利の観念の背後には権利を利益として捉える権利観が横たわっている。文字通りにだれも否定しえないような利益が果たして存在するのかわ不明だが、ほとんどの者がその重要性を否定しないような利益—生命はその最たるものである—は存在するだろう。そして、利益に関わる判断には、一般にその利益の重要性に見合った慎重さ、すなわち利益の重要性に見合った十分な考察と公正な検討が要求される。そして、利益の重要性が極大である場合には、その要求の水準もまた極めて高いものとなり、多くの受益者にとつてその水準を満たすことはほとんど不可能となるのかもしれない。

れない。ほとんどの者がその重要性を否定しない生命という利益に関わる判断は、ほとんど全ての場合において受益者本人の手に余るものであり、それゆえ十分な考察と公正な検討を経た上で生よりも死を選ぶという判断を下すことは原理的には可能であるとしても、実質的には不可能なのかもしれない。⁽⁸⁾ 利益の重大さに判断の慎重さが及び得ない場合、受益者にはその利益を享受することが義務付けられるのである。

ファインバーグによるこの権利の二区分を用いてこれまでの議論を表現してみよう。ロックにおいて所有権は多くの場合において自由裁量の権利であり、所有物の処分は所有主の自由裁量に任せられているのだが、所有主が十分な考察と公正な検討に耐えない状況にある場合、所有主の利益を保護するために、その所有権は命令的権利として扱われる、ということになる。では、実際にロックの議論のどこかに命令的権利を読み込む解釈上の余地が存在するだろうか。

ばかな真似をし、自分自身に恥と不幸を引き寄せる自由にあることが自由の名に値するだろうか。もし、理性の導きから脱し、われわれがより悪い方を選んだり行なったりしないようにさせる検討と判断の拘束を欠くことが自由であり、真の自由であるとしたら、狂人と愚か者だけが自由人である。(Ez 21:50)

すでに見たように、ロックにおける自由とは法の範囲内で自分自身の意志に従ってその所有物を処分することなのだが、自分自身に恥と不幸を引き寄せ、自分自身をより悪い方向へと導くような仕方での自由を行使するならば、それはもはや自由の名に値しない。行為者本人にとって不利益な結果をもたらす愚行を回避する

ための理性の導きあるいは検討と判断を欠いていることは何ら自由ではない。そのような状態にある者は自由人ではなく狂人あるいは愚者である。ロックは「無害な楽しみ」(T2.88)を味わう自由は認めるのだが、愚行の自由は認めていない。理性を用いて検討と判断を行なうことの可能な者が自由を行使するとき、それは本人の不利益を意図するものではありえない。ある行為が愚行であるならば、その行為は行為者本人の自覚の有無にかかわらず愚行であるのだから、ここでもまた、何が行為者本人の不利益であるのが本人の自覚とは異なる客観的基準に照らして判断されているのである。そしてある者の行為が愚行であると判断された場合、その者は自由人ではなく狂人あるいは愚者として「他者の指導と支配を受け続ける」(T2.89)ことになる。狂人は白痴や未成年者と共に、「彼らの後見人である他者を導いている理性を自分たちの導き手としてもち、その理性に自分たちの利益を求め獲得してもらうのである」(T2.90)。

愚行をなす者の利益は本人の自由裁量によつてではなく、他者たる後見人の手によつて守られるべきであるというロックのこの見解は、権利を利益と捉えた上で、権利の主体に自由裁量の余地を認めない命令的権利の観念ときわめて親和的である。このように考えるならば、ロックの議論の中から命令的権利の観念を抽出することは十分に可能であるように思われる。

神の人類所有権という観念に訴えることなく、かつ生命所有権を破壊の権利を含まない特殊な所有権とみなすこともなくロック所有論の枠内で自殺否定論を導こうとするならば、命令的権利という観念に訴える論法はひとつの可能な道筋であろう。ロックにとつて自殺は愚行の最たるものであるということは先に引いた彼の発言から容易に推測できる。そのような愚行を志向する自殺志願者は一般に十分な考察と公正な検討が可能な状

態にはないので、その生命所有権は命令的権利として保護されねばならないということを根拠に自殺が否定されるのである。

(五) 「死ぬ権利」の不可能性

さて、次章での奴隷契約の検討に移る前に、命令的権利の観念を援用するのではなく、別の仕方でロッキの自殺否定論を導出する道筋をここで検討することにした。そのような道筋は自殺権という権利概念の矛盾を指摘し、それを欺瞞として退ける議論によって示される。

すでに繰り返し述べたように、ロックは生命を所有物のひとつに数えている。だが、所有主体と分離不可能な生命を所有物として語るとは、所有主体を身体と分離可能な靈魂のようなものとして想定するのでもないかぎり、そもそも不可能であるという反論が可能である⁹⁾。無論、車や不動産を譲渡するように生命を譲渡することなど不可能である。われわれが自己あるいは他者の生命に対してないうることは、せいぜいそれを維持するか破壊するかのいずれかではない。ロックが「自分自身の生命の権力」と呼び、かつ否定するのは自己の生命を破壊する権利、すなわち自殺権である。この自殺権、あるいは「死ぬ権利」に対して、一ノ瀬は次のように論じる。

「権利」という概念は、それを行使してその結果を享受できるといふことを含意していると考えられるが、「死ぬ権利」の場合、権利を行使して結果を享受できるものが存在しない、よってここに「権利」と

いう概念を当てはめることはできない。⁽¹⁰⁾

一ノ瀬は安楽死の是非を問う文脈で「死ぬ権利」を論じており、それゆえこの「死ぬ権利」は、社会あるいは医療の側が権利遂行を果たさせてあげる「義務」を伴う請求権 (claim-right) として理解されている。これに対し、ロックが否定する自殺権は他者への積極的な義務付けを伴うものではない。だが、両者の間にあるこの相違は目下の議論において、さほど重要ではない。重要なのは、「死ぬ権利」や自殺権はそれを行使してその結果を享受できる者が存在しないがゆえに、矛盾した、あるいは不可能な概念であるという論点である。この論点に立つことで、「人間は自分自身の生命の権力をもつていない」というロックの発言を、自殺権概念の矛盾あるいは不可能性を指摘したものと解釈することが可能になる。

一ノ瀬が言うように、権利概念は確かにそれを行使してその結果を享受できるということを含意している(さもなくば、だれが敢えて権利を主張するだろうか)。だが、「死ぬ権利」を行使することで、その結果を享受すべき権利主体が存在しなくなってしまうのだから、「死ぬ権利」という概念は不可能な概念である、という一ノ瀬の発言は、人間における利益の享受をあまりに狭く理解しているように思われる。

これに対し、ファインバーグは遺産の処分を念頭に置きつつ、「当該の人物の死を超えて生き残る彼の利益を、われわれは有益なフィクションとして語りうると思う」と述べている。⁽¹¹⁾ 受益者が存在しなくなってもなお残存する利益という観念は有益であるとしても、それはやはり『不思議の国のアリス』におけるチェシャ猫の笑いと同じく不可解なフィクションにすぎない。より洗練された議論を提示しているのはネーゲルである。

大半の善と不幸は、単にその時の絶対的な状態よりも、むしろその経歴と可能性によって同定される人物を主体としてもつ。そして、この主体が連続的な空間と時間の中に正確に位置付けられうるのに対し、彼に起こる善や悪に関しては、同様のことが必ずしも真であるわけではない。……人に起こりうる善や悪を、特定の時間において彼に帰されうる非関係的諸性質に限定することは独断的である。……ある人間の生は、彼の身体と精神の境界内で起こるのではない多くのことを含み、また彼に起こることは、彼の生の境界内で起こるのではない多くのことを含みうる。⁽¹²⁾

「肉体化された現在」でしかない動物の場合とは異なって、人間における利益の享受は、受益者が占める時間と空間の外でも起こりうる。このように論じること、「死ぬ権利」の不可能性の主張を退けることが可能となる。

だが、われわれはファイバーグやネーゲルを引かずとも、権利概念それ自体から「死ぬ権利」の不可能性の主張を退けることができる。権利概念は確かにそれを行ってその結果を享受できるということを含意しているのだが、それと共に、権利の保有者にとっては、権利を行えばその結果を享受できるという想念自体がすでに享受さるべき利益なのであり、この利益は権利が与える利益の少なからぬ部分を成している。たとえば金融機関に一定額の預金をもつ者にとつては、その金銭債権を現実に行使するまでもなく、いつでも好きなときにその権利を行って結果を享受できるということ自体が利益であろう。病苦から逃れるべく安楽死を希

望する患者にとつて、「死ぬ権利」の行使が病苦からの解放をもたらしてくれるという期待は、それ自体利益であり、当該の患者においてはこの利益が「死ぬ権利」が与える利益の全部を占めていると言つてもよいであろう。われわれは死を超えて存続する権利主体や受益者の死を超えて存続する利益を想定することなく「死ぬ権利」について語ることができる。

五 奴隷契約

(一) 賃労働と奴隷

さて、第四章第四節で見たように、「自分自身に恥と不幸を引き寄せる」ことや「われわれがより悪い方を選んだり行なつたり」することは愚行なのであった。無論、われわれは恥ずべき振る舞いをなす者全てを悉くパターナリスティックな保護を必要とする愚者であると認めたりはしない。目下問題となつている愚行とは、行為者自身の生命に密接に関わつている重大な行為、すなわち自殺と自殺を含意する奴隷契約に限定される。

自殺や自殺を含意する奴隷契約をロックは否定するのだが、その際にまず指摘すべきは自殺や奴隷の概念の外延は必ずしも明確ではないという点であろう。

たとえば、肺ガンなどの致命的な疾患の原因となりうる喫煙を緩慢な自殺行為であると認めるべきか、あるいは遭難死する危険性の高い登山を自殺行為と認めるべきか、といった判断は直ちには下せないだろう。

ノージックは、奴隷を気の向くままに残酷に殴りつけたり、真夜中に呼び出したりする野蛮な主人を想定し、

次にそのような野蛮な主人よりもいくらか寛容で、割り当てられた仕事をしないとただけ奴隷を殴るような主人を想定している。きわめて残酷な主人の事例からより残酷でない主人の事例へと次第に推移する一連の連鎖を想定した場合、どの事例において奴隷は最早奴隷ではなくなるのだろうか、とノージックは問うている。¹³ いかなる状態が奴隷たることに含まれるのかは必ずしも常に明確ではないのである。

ロックによれば、他者の絶対的恣意的権力からの自由は「人間の保存にきわめて必要であり、それに密接に結びついているので、人間は自分の保存と生命を同時に喪失することなくこの自由を手放すことはできない」のであった。奴隷契約によって自由を譲渡することは生命の喪失を含蓄するがゆえに否定される。無論、人間の保存にきわめて必要であり、それと密接に結びついている所有物は自由だけではないだろう。たとえば食糧は人間の生存に密接に結びついた必要物であり、食糧の譲渡が死を意味するような苛酷な状況を想像することは容易である。ロックの言に従うならば、そのような苛酷な状況での食糧の譲渡は否定されねばならない。すると、われわれに譲渡可能なものは自分自身の生存に密接に結びついていないものに限定されるということになる。¹⁴

われわれが日常的に市場で売買している諸々の所有物は、どれも単独ではその所有主の生存に密接に結びついてはいない。しかしながら、それらの所有物は単独ではなく全体として所有主の生存に密接に結びついている。われわれが労働市場で売買する自由という所有物に関しても、そこで売買される自由は、多くの場合、どれも単独では所有者の生存に密接に結びついてはいない。第二章で見たように、ロックは「自由人 (Free-man) が一定期間、自分が受け取るべき賃金と交換に役務を引き受け、自分を売ることで自らを他者の奴僕と

する」こと、すなわち賃労働を隷属から區別しており、その上で前者を肯定している。ここで自由人が自らの自由を売って奴僕あるいは賃金労働者となることが肯定されているのは、それが一定期間の自由の譲渡に過ぎず、主人との契約に含まれている以上の権力に服するものではないからである。つまり、奴隷契約が生命の喪失を含意する自由の全面的譲渡であるのに対して、賃労働契約は自由の部分的譲渡に過ぎず、それは生命の喪失を含意しないという理由から許容されるのである。

ロックは賃労働と隷属との間に截然たる區別、すなわち自由の部分的譲渡と全面的譲渡との區別が存在するとした上で、前者を是認する。だが、賃労働者である奴僕も、奴隷と同様に、汚く賤しい労働に従事し苛酷な境遇に置かれている、というのが当時のイングランドの通念なのであった。賃労働者に従事するユダヤ人の境遇を「苦役」(drudgery)と見るロックもまた、この通念を共有しているものと推測できる⁽¹⁵⁾。よって、ロックが提示する奴隷と奴僕との區別がどこまで妥当なのかがここで問われるべきであろう。

ロックが提示する賃労働者と奴隷との區別に対してマクファーンソンは、「単に最低限度の生活を維持できる程度の賃金のために継続的に労働を譲渡することが……実際に生命と自由の譲渡であることをロックは認識しようとしなかった」という批判の言葉を投げかけている⁽¹⁶⁾。自由の部分的譲渡である賃労働は実際には生命と自由の譲渡を含意しているというマクファーンソンの言葉は、久しい以前から過労死が社会問題として認知されている現代の日本においては真実味を伴ってわれわれに響いてくる。大手企業に就職すれば生涯の安泰が保障されると考えて企業と雇用契約を結び、その企業で要求されるままに「サービス残業」を重ね、やがて過労によって死に至るケースが、主人の慈悲を期待して奴隷契約を取り結んだものの、当初の意図に反し、過労が原

因で死に至った奴隷を連想させるとしても、両者を単純に同等視することはもちろんできないだろう。しかしながら、企業における苛酷な労働条件に耐え忍ぶ従業員がしばしば「社畜」という言葉によって表現されるとき、そこで暗示されているのは、自由の部分的譲渡であるはずの企業における賃労働が実質的には自由のほぼ全面的譲渡になってしまっているという思いなのではなからうか。少なくとも、企業における従業員が自由と生命の所有主体である自由人としてではなく、「社畜」すなわち企業の所有物たる家畜として描かれるとき、その連想を可能にしている背景とは、ロックの言に反して賃労働と奴隷労働との間には連続性があつて両者は截然と区別しがたいという実情であるように思われる。奴隷契約と賃労働契約との境界が必ずしも截然としていないとするならば、ひとり奴隷契約だけを生命の喪失を含意する自由の譲渡である考えるべきではないだろう。

(二) 根源的労働

奴隷契約なのか賃労働契約なのか截然としない場合があるということを指摘し、それを以つてひとり奴隷契約だけが生命の喪失を含意する自由の譲渡なのではないとする本論に対しては、次のような反論が予想される。すなわち、仮にごく少数のそのような境界事例が存在するとしても、圧倒的多数のそれ以外の事例は明確な奴隷契約もしくは賃労働契約であり、ロックの念頭にあるのもそのような明確な事例であるのだから、そのような例外的な少数の境界事例の存在を指摘することで奴隷契約のみを否定するロックの不備を言い立てるのは不当である、という反論である。

確かに、われわれが取り結ぶ賃労働契約のほとんどは生命の喪失を含意しない契約であり、奴隷契約とは明確に区別できる。しかし、ここで重要なのはそのような区別を行なうのは契約の当事者であるわれわれ自身に他ならないという点である。

労働市場において、労働者は自己の労働の所有者であり、自己の自由な決定に基づいてその労働力を譲渡し、対価を得ている。だが、この自由な決定に基づく所有権の行使は、それが生命の喪失を含意するとき、すなわち自然法が義務付ける自己保存を危うくするときに限界に達する。ロックにおいては、自然法上の義務が権利の基底に存し、それが権利を限界付けているのである。また、ロックは、労働を専有の手段として指定する際に、自己保存を自然法上の義務として前提した上で、生命の維持のためには (for the support of his life) 必要物を専有する手段が必然的になくはない (there must of necessity be a means to appropriate) という仕方での労働による専有の権利を導出しており、ここにも自然法上の義務が基底にあつて、そこから権利が導出されるといふ構図を見取ることができる。¹⁷ 愚行の自由を否定するロックにおいて、所有権は「ある個人の選択を保護することは根本的であり、何らかの目標や義務よりも適切に下位に置かれることはない」とする政治理論を要求するような権利、すなわち自然権ではない。¹⁸ ロックにおける所有権は人類保存を意図する神の意志たる自然法に従属し、自然法上の義務から導かれるのだから、ドウウォーキンの分類にしがうならば、ロックの政治理論は「権利基底的理論」ではなく「目標基底的理論」あるいは「義務基底的理論」に教える方が適切であろう。

では、義務基底的なロックの政治哲学においては通常われわれが権利の核心にあると考えている自由な決定

という契機は不要なのだろうか。無論、そのようなことはない。ごく少数とはいえ、奴隷契約なのか賃労働契約なのかが見通しがたく截然としない場合があるからこそ、われわれには十分な考察と公正な検討を経た上で決定が求められるのである。権利の核心に利益を据える権利観に立つとしてもなお、「そのとき選択すべきであるように見える善が、本当の幸福をもたらす傾向をもつのか、それとも本当の幸福とは整合しないのか」(E2.21.51)をわれわれは検討しなければならない。生命の維持を確保しうる労働なのか、それとも生命の喪失へと至る隷属のかを見極めるべく熟慮することそれ自身が、ロックにおいては生命という所有物を確かなものとするための労働なのである。それは「汝が生きるかぎり、汝は己の労働によって生きよ」(「17」)という神の命令によって各人自らに課せられている労働なのであり、この固有な意味における労働は、労働市場において売買される賃労働とは意義を異にする。というのも、この意味における労働は、自由の部分的譲渡を自由の全面的譲渡から区別し、それによって前者を譲渡可能な所有物として確立し、賃労働を可能にしているという点で賃労働および賃労働と区別される奴隷的苦役よりも根源的だからである。このように、〈労働が所有を確立する〉というロック所有論のテーゼは、生命や自由といった所有物に関しても妥当するのである。

奴隷状態とは「合法的征服者と捕虜との間に継続する戦争状態に他ならない」(「24」)とロックは言う。すでに見たように、不正な戦争を仕掛け、その結果、その交戦相手の捕虜となった者を奴隷として使役することをロックは許容している。だが、正しい戦争と不正な戦争との区別のみならず、戦時と平時の区別すら、かつて冷戦を経験し、そして今日では頻発するテロを経験している現代のわれわれにとっては容易ではない。だとするならば、われわれが隷属を免れた自由人であるということもまた、安易に自明視すべからざることなので

はなからうか。ロックに固有の意味での労働は、このような混迷の時代にこそ、より一層の切実さをもって求められているように思われる。

【註】

『統治論』のテキストには、Laslett, P. (ed.) [1960], *John Locke: Two Treatises of Government*, Cambridge U. P. を用いる。
『統治論』第一論文からの引用はT1、第二論文からの引用はT2と略記し、節数にて引用箇所を示す。

『エッセイ』のテキストには、Niddich, P. H. (ed.) [1975], *John Locke: An Essay concerning Human Understanding*, Oxford U. P. を用いる。『エッセイ』からの引用はEと略記し、巻・章・節数にて引用箇所を示す。
引用文中の「」は筆者による補足である。

- (1) 西出敬一「北米黒人奴隷制成立のイデオロギー的諸側面」、札幌学院大学人文学部紀要 第三六号、一九八四年、一三二～一五二頁。
- (2) Simmons, A. J. [1983], *Inalienable Rights and Locke's Treatises, Philosophy & Public Affairs*, vol. 12, no. 3, repr. in Ashcraft, R. (ed.) [1991], *John Locke: Critical Assessments*, 4 vols., Routledge vol. III, p. 207, 209.
- (3) 下川はロックのプロパティ概念を綿密に分析しており、その中で「ロックは……所有権という権利をもつことを、法の枠内で、自分の心の決定に従って特定対象に対する支配力を行使してよいこととして理解していた」と述べている。下川「二〇〇〇」。「ジョン・ロックの自由主義政治哲学」、名古屋大学出版会、一〇一頁。
- (4) 田中はロックの人格を生命の意に解している。その上で、ロックはT2, 23節において人格すなわち生命の譲渡

不可能性を主張しているとの解釈を示す。田中正司「一九六八」「ジョン・ロック研究」、未来社、二一七及び二二四頁。

(5) ウィンドストラップは論文「ロックの自殺論」においてこの解釈を提示している。ロックは無条件に自殺を禁じているのではなく、その禁止は「より高貴な使用」によって条件付けられている、とウィンドストラップは言う。Windstrup, G. [1980], *Locke on Suicide, Political Theory*, vol. 8 No.2, pp.169-182. 特に、pp.173-174.

(6) この捕虜の生命所有権の喪失は誰に対する喪失であるのか—交戦相手に対してなのか、人類全体に対してなのか—をロックは明示していない。この捕虜が人類全体に対して生命所有権を喪失しているのであれば、交戦相手以外の者が彼を奴隷として使用することも可能はずである。Simmons [1983], p.208.

(7) Feinberg, J. [1997], *Voluntary Euthanasia and the Inalienable right to Life*, The Tanner lecture on Human Values delivered at the University of Michigan and Stanford University, <http://www.tannerlectures.utah.edu/lectures/feinberg80.pdf>.

(8) 人が自らの生命に対する権利を自発的に譲渡することは原理的に可能だが、実際にはわれわれはその自発性の証拠を手に入れることができない、という見解をフラインバーグは示している。「われわれが手に入れうる自発性の証拠は、正気であり、かつ十分に情報を与えられた者ならば、だれも自分自身を売って恒常的貧困や奴隷状態に陥ったり、自らの生命に対する自由裁量の権利を売ったりはしないだろうという自然な仮定を乗り越えるに十分なほど強いものでは決してありえないだろう。」Feinberg [1997], p.256.

(9) 実際のところ、ロックは死後の復活というキリスト教の教義を念頭に置きつつ、人格と身体との分離可能性を想定している。「復活の際に、身体はその構造や部分が現世でもっていたものと正確に同一でなくても、同一の意識がその身体に宿っている魂に伴っているのだから、同一なる人格をわれわれは何の困難もなしに思い浮かべることができるだろう」(E2.27.15)。しかしながら、本論が目指すところは世俗的な前提のみからのロック哲学の理解であるので、このような宗教的要素は取上げて捨象することとする。

(10) 一ノ瀬正樹「二〇〇三」、「死ぬ権利」の欺瞞」、『死生学研究』春号、東京大学大学院人文社会科学系研究科、五

七頁。

- (11) Feinberg, J. [1994], *Freedom and Fulfilment*, Princeton, p.278.
- (12) Nagel, T. [1979], *Mortal Questions*, Cambridge, pp.5-6.
- (13) Nozick, R. [1974], *Anarchy, State, and Utopia*, Basic Books, pp.290-292.
- (14) 「ロックは自分自身や他者の保存に密接に結び付いていない権利だけをわれわれは譲渡できると言っているように見える」とシモンズは言う。Simmons[1983], p.196.
- (15) T2.24.
- (16) Macpherson[1962], *The Political Theory of Possessive Individualism*, Oxford, p.220.
- (17) ホランは、ロックにおける自由とは、カントにおける自由と同じく、義務の本質的な作用であり、自由の源泉は義務にある、との理解を示している。Polin, R., John Locke's conception of freedom, in Yolton, J.(ed.) [1969], *John Locke : problems and perspectives : a collection of new essays*, Cambridge U.P. pp.1-18.
- (18) ハッピの自然権の規定はマウウオーキンに依拠している。Dworkin, R. [1977], *Taking Rights Seriously*, Harvard, p.177.

(いまむら・けんいちろう 東京大学大学院人文社会系研究科博士課程)

On the right to destroy one's own life: with regard to John Locke's theory of slave

Kenichiro Imamura

I propose to discuss two questions arising from John Locke's claim: "a man, not having the power of his own life, cannot, by compact, or his own consent, enslave himself to any one, nor put himself under the absolute, arbitrary power of another, to take away his life, when he pleases." The claim sounds strange when he offers another claim that a man, according to his own will within the permission of the law under which he is, has the liberty to dispose of his property, viz. his life, liberty, and estate. These two claims could be united to suggest that our lives are so odd a private property that we do not have the power to take it away although we are said to be the owners of it and have the right to manage it. So the first question is: what kind of property our lives could be?

Our not having the power to take away our own lives means that we are not allowed to kill ourselves. Locke's denial of suicide is the grounds for his rejection of voluntary self-enslavement. The total alienation of your liberty to someone is equal to the total abandonment of your life to someone's control. Such abandonment is, according to Locke, nothing other than suicide. It is, however, sometimes difficult to provide a clear borderline between the total alienation of your liberty and the partial alienation of it. Thinking about this difficulty, there arises the second question: can only the total alienation of your liberty, as opposed to the partial alienation of it, imply the loss of your life? Could wage-labor never bring your life to destruction?

One of my aims in this article will be to make a reply to the first question by applying the distinction between "discretionary" and "mandatory" rights to the right to life. Another purpose will be to show that there could be borderline cases between wage-labor and slavery, by virtue of which the second question must be answered negatively.